

不動産情報の整備・活用に関する研究公募事業実施要綱

国土交通省 土地・水資源局土地市場課

1 趣 旨

本事業は、わが国内外における不動産に関する調査・研究を行う研究者に対して、不動産に関する情報の整備・提供及び不動産に関する情報の土地政策における活用手法について研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、有意義と認められる研究企画案に対し、委託研究の形式による研究助成を行うものである。

2 助成対象者

原則として次のいずれかに該当する研究者または団体（複数の研究者または団体による共同研究を含む）とし、日本国内で研究しているものとする。

- (1) 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに付属する機関に研究者として所属する者
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人等で調査研究を行う機関に研究者として所属する者
- (3) 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人に所属する者
- (4) その他、土地政策に関する調査研究を行う研究者
- (5) 土地政策に関する調査研究を行う団体（ただし、(1)～(3)の研究者が属するものとして記載した法人、機関等に該当する団体等であって営利を目的としないものに限る。）

3 研究分野

助成の対象となる研究は、土地政策に関する研究のうち、以下の何れかに該当するものとする。

- (1) 不動産に関する情報の整備・提供手法に関する研究
- (2) 不動産に関する情報の土地政策における活用手法に関する研究

4 助成金額、範囲及び件数

- (1) 1件あたり助成金は200万円程度を限度とし、助成金の総額500万円程度以内で実施可能な件数を対象に助成を行う。（研究期間は当年度内）
- (2) 助成金の使途は、研究に直接必要な費用とし、内訳は人件費（研究者本人に係るものは除く）、資料費、消耗品費、旅費、印刷製本費等とする。助成対象者は、研究終了後に会計報告書を提出するものとする。
- (3) 次の場合は助成金の全部、又は一部の返還を求められることがある。
 - ア. 助成金を、助成に係る研究内容以外の用途に使用した場合
 - イ. 助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
 - ウ. 助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
 - エ. 助成対象者に故意又は過失の不正行為があった場合
 - オ. 成果報告、会計報告の作成・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合
 - カ. その他、事務局が不適切と判断した場合

5 助成方法

事務局^(注)と助成対象者（グループの場合は代表者）の所属する機関との間で研究助成に関する契約を締結して行う。

6 助成条件

- (1) 研究内容は、助成対象者自身及び他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複するものであってはならないこと。
- (2) 助成対象者は、本年12月中旬までに、研究の進捗状況について、指定の方法により中間報告を行わなければならないこと。
- (3) 助成対象者は、研究成果をとりまとめた研究報告書及びその電子媒体を指定の期日までに提出しなければならないこと。
- (4) 助成対象者は、研究成果に関する報告及び会計報告を行わなければならないこと。
- (5) 研究者は、法人土地基本調査（指定統計第121号）等の電子情報を必要に応じて利用できるが、これらを本研究以外の目的に利用してはならないこと。
- (6) 研究成果は、国土交通省に帰属するものとし、国土交通省は報告書の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。ただし、当該研究により発生した特許等の知的財産権については、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール条項）の規定に基づき、一定の条件を付した上で研究者又は研究者の所属する法人に帰属すること。助成対象者は、当該研究成果を発表する場合、本事業を活用して行った研究の成果であることを表示しなければならないこと。

7 助成申請方法

下記の書類を、平成21年9月10日（木）までに、国土交通省土地・水資源局土地市場課あて郵送により提出すること。（当日必着）

- (1) 研究者の氏名、専攻分野、所属機関の名称等を記載した申請書（別記様式1）
- (2) 研究の課題、目的、内容等を記載した研究計画書（別記様式2で3枚程度）
- (3) 研究に要する費用の予定内訳書（別記様式3）
内訳には人件費、資料費、調査費等としてその実態に即した科目を用いること。
- (4) 指導教官の推薦状（大学院博士課程在籍者のみ。様式自由）
※別記様式1～3は国土交通省のホームページからダウンロードできます。

応募先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
国土交通省土地・水資源局土地市場課 担当：加藤、藤本
(電話：(03)5253-8111 (内線：30232、30223)
(03)5253-8375 (直通)

8 応募案件の審査及び助成対象の決定

応募案件の審査は、国土交通省職員により構成する選考委員会で審査し、土地政策上有意義であると認められるものを採択するものとする。

(注) 国土交通省土地・水資源局土地市場課において、別途発注する不動産情報の整備と活用に関する展望に係る調査業務の受託者を言う。

9 スケジュール

平成21年	9月10日	応募締め切り
	9月下旬	審査、選考結果通知、研究委託契約締結
	10月下旬	研究進捗状況報告
	12月上旬	中間報告会
平成22年	3月上旬	研究成果報告会
	3月中旬	研究成果報告書、会計報告書の提出
	3月下旬	研究費精算

※スケジュールについては変更になる場合があります。

なお、研究成果については、国土交通省のホームページにおいて発表することを予定している。

以 上